

件名	愛媛県高齢者施策推進基金条例	
主管課	長寿介護課	
根拠法令等		
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>1 設置 高齢者を支援する施策を推進するため、基金を設置</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 基金は、第1条の事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる</p>		
施行日	公布の日	
<p><b>【その他参考事項】</b></p>		